

平成24年度 第2回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成24年5月29日(火) 10時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究院	准教授
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授
佐藤 久	北海道大学大学院工学研究院	准教授
赤松 里香	特定非営利活動法人EnVision環境保全事務所	理事長
西川 洋子	(地独)北海道立総合研究機構 環境科学研究センター	研究主幹
宮木 雅美	酪農学園大学 農食環境学群	教授
森本 淳子	北海道大学大学院農学研究院	准教授
吉田 恵介	札幌市立大学 デザイン学部	教授
東條 安匡	北海道大学大学院工学研究院	准教授
半澤 久	北海道工業大学空間創造学部建築学科	教授
遠井 朗子	酪農学園大学 農食環境学群	教授

計 11名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長	木田 潔
札幌市環境共生推進担当課長	大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長	宮下 幸光

2 報道機関

北海道通信社
毎日新聞
北海道建設新聞

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日の出席状況ですけれども、赤松委員から若干おくれるというご連絡をいただいております。それから、吉田委員につきましては、11時ごろになるだろうということですが、出席いただけるというご連絡をいただいております。

現在の出席人数は9名でございます。

札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

私は、本日の司会をさせていただきます環境共生推進担当課長の大江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長 皆様、おはようございます。

環境管理担当部長の木田でございます。

本年度2回目の環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆様には、ご多忙中のところ、この審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

きょうは、2題をご審議いただくことになっております。

1 題目が、真駒内滝野霊園拡張事業の平成23年度分の事後調査報告でございます。

この事業につきましては、平成15年3月に方法書が公表されまして、平成18年6月の評価書の縦覧終了後も、事後調査計画に基づきまして、8年間にわたって毎年報告がなされているものでございまして、来年の春で報告が終了するというものでございます。

二つ目は、アセス法の対象事業でございます石狩湾新港発電所建設計画でございます。

この方法書についての答申（案）の審議でございます。

前回の諮問以来、委員の皆様には、ご専門の見地から、さまざまなご意見、ご質問をいただきまして、大変ありがとうございました。

方法書は、今後の環境影響評価に向けての重要な位置づけでございますことから、本日の答申（案）のご審議におきましても、皆様の専門的な立場からご意見をいただきたいと思っております。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と座席表がありまして、資料1-1、真駒内滝野霊園拡張事業の概要という1枚物の資料、資料1-2、事後調査報告書（平成23年度分）の概要という1枚物がございまして。それから、真駒内滝野霊園拡張事業の事後調査報告書補足資料という冊子のものであるかと思っておりますけれども、本日の補足資料ということで事業者から提供があったものでございまして。これには、希少種の位置情報なども記載されておりますので、非公開資料として扱うことといたします。取り扱いにはご注意くださいようお願いしたいと思います。

それから、資料2-1石狩湾新港発電所建設計画の案件ですけれども、この審議内容の概要ということで、A3判の資料があります。それから、資料2-2ということで、今回の方法書に対する答申（案）がございまして。

それから、本日ご持参いただいているかと思っておりますけれども、方法書の本書と要約書です。もし、今、方法書と概要がお手元になればご用意いたしますが、よろしいでしょうか。

3. 議 事

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、これからの進行については、佐藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○佐藤会長 それでは、審議に入らせていただきます。

まず最初に、平成23年度調査分の真駒内滝野霊園拡張事業事後調査報告書について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 事後調査報告の説明を申し上げますけれども、その前に、本日、事業者であります社団法人ふる里公苑の方においでをいただいております。

委員の方からご質問等があった場合に回答いただきたいと思いますので、この会議に同席をして、着席していただきたいと思いますけれども、いかかでございますでしょうか。

○佐藤会長 よろしくお願いたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、ご了解いただきましたので、ふる里公苑の方とNS環境の方は、どうぞこちらの席の方にお移りください。

それでは説明させていただきます。

まず、資料1-1からになりますけれども、資料の説明に入ります前に、今回、新たに審議会に加わった委員もいらっしゃいますので、条例における事後調査の手続について簡単に説明をさせていただきます。

事後調査につきましては、条例の定めによりまして、事業者が評価書に記載した事後調査計画に基づき実施をするものでございまして。調査結果については、市長に提出され、市長がこれを公表します。この事後調査報告書に対して、環境保全の見地から意見のある方

はだれでも意見書を提出することができます。提出された意見は、市長を經由して事業者に送付をされることになっております。

この審議会における事後調査報告書の扱いですけれども、審議会への報告義務はございません。本案件については、事業者の方には、第1回目から任意でこの審議会へ出席をいただいているということでございます。

今回の報告書につきましては、4月27日に提出されまして、5月11日に告示、5月30日まで20日間縦覧し、2週間後の6月13日まで意見募集を行っているところでございます。

なお、現在のところ、寄せられている意見はございません。

それではまず、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

事業内容につきましては、真駒内滝野霊園の第3期の拡張事業でございます。事業者の代表者は、昨年から変更になりまして、齊藤邦昭氏となっております。それ以外の変更はございません。事業実施区域の位置は、ごらんの図のとおりでございます。規模は、約73.5ヘクタールとなっております。

裏面をごらんください。

これまでの経過ですけれども、平成15年3月に方法書の手続を開始しまして、平成17年に評価書の提出があり、その後、事後調査に入り、来年度が最終の報告年度ということになっております。

次に、資料1-2をごらんください。

こちらは、事後調査のスケジュール表になっております。各年度の調査項目を丸印で示しております。今回は、平成23年度に行った調査の結果報告でございます。黒丸については当初計画のもの、赤丸については当初計画から追加や調査時期の延期になったものをあらわしております。

上から順番に見ていきますけれども、まず、鳥類のハイタカモニタリング調査については、この事業用地の2工区の切り盛り運土の工事時期が変更になったということで、当初計画の平成19年度から平成21年度、さらに平成21年度から今回の平成23年度に変更になったものでございます。

同じく、鳥類のオオタカにつきましては、本事業の事後調査を行う中で、事業予定区域内でオオタカの繁殖が確認されたということで、平成20年度の審議会からの意見を踏まえて、モニタリング調査を平成20年度から平成23年度まで、生息環境調査を平成21年度から平成23年度まで行うこととしたものでございます。

次に、植物のフタバランですけれども、計画時の2年間調査を行いました。2年間では保全措置としての効果が判断できないという審議会の意見を取り入れまして、平成21年度まで延長して調査を行っております。平成22年度の審議会でも、再度、追加調査が必要というご意見がございまして、事業者からは、平成22年度または平成23年度に追加調査を実施するという回答がありまして、今回、その結果が報告されております。

次に、水環境の水質調査の部分ですけれども、浄化槽の放流水調査が追加されております。これは、近年、放流河川の大腸菌群が増加傾向にあるということで、来場者の最も多いお盆時期に浄化槽の放流水の調査を行ったものでございます。

下の方に行きまして、景観につきましては、植栽工事時期の変更に伴い、1工区が平成20年度から平成23年度へ、2工区が平成22年度から平成24年度へと変更されたものでございます。

裏面をごらんください。

こちらは、事後調査の項目ごとに、その目的、方法、時期、結果を一覧にまとめたものでございます。詳細につきましては、報告書の本編を見ながらご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、補足資料1は、先ほどお話ししましたが、希少種の位置情報なども載っているものでございますので、こちらの資料も適宜参照しながらご説明をお聞きいただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、報告書の本書の13ページをお開きください。水環境になります。

この調査は、浄化槽の放流水が放流河川である山部川の水質に与える影響を把握したものでございます。

水質調査結果につきましては、下記の大腸菌群数を除いて、ここで参考としているA類型の環境基準に適合しているということでございます。大腸菌群数が環境基準値を上回っている要因についてですけれども、浄化槽では塩素滅菌処理を行っているということで、浄化槽の影響ではなく、調査地点流域からの流入があるものと推察されるということにしております。

詳細の調査内容につきましては、ページが変わりまして、後ろの44ページをお開きください。

ここに記載されておりますのは、浄化槽直後の放流口における水質調査であります。これは、今回、追加調査をした結果ですけれども、浄化槽がきちんと機能しているのかどうか、砂ろ過装置の前後で透視度を確認することが重要であろうという前委員の高橋委員からの意見を受けて行ったものでございます。

調査の結果です。

次の45ページをごらんいただきたいと思います。一番下の表ですが、砂ろ過前後の透視度がほとんど変わっていなかったという結果でございます。

水質検査の遊離残留塩素の検出状況、これは上の表になりますが、大腸菌群数がA類型の基準であります100ミリリットル当たり1,000個を下回る240個であったということで、浄化槽の機能としては正常に稼働していると考えられるということが報告されております。

一通り説明させていただいて、その後に質問や意見等をお受けしたいと思います。

次に、ハイタカのモニタリング調査ということで、戻りまして18ページをごらんください。

この調査につきましては、平成21年度から平成23年度に変更になりました切り盛り運士の工事に先立って、繁殖の兆候がないかどうかを事前に確認するために行ったものでございます。その結果、4月に3件、5月に2件の飛翔が確認されましたけれども、繁殖を示唆する行動は確認されなかったということでございます。

オオタカにつきましては、平成19年度と20年度に営巣と繁殖が確認されておりましたけれども、平成21、22年度については、飛翔が確認されたのみで、繁殖行動は確認されていません。今回の平成23年度の4月と5月の調査でも、合わせて2件の飛翔確認がありましたけれども、繁殖行動は見受けられなかったということでございます。

次に、オオタカ代替営巣林調査ということで、31ページをごらんください。

オオタカが平成19年度と20年度にカラマツ林で営巣していたわけですが、それと同様の営巣環境が残地森林内で確認されたということで、32ページに写真が載っておりますように、3年計画で合計7本のカラマツなどの代替営巣木候補を抽出しまして、過年度の繁殖営巣木との周辺環境の比較や、文献調査との比較を行っております。

結果につきましては、またページが飛びますが、41ページをごらんください。

ここに、状況についての結果が書かれておりますけれども、代替営巣木候補の周辺環境につきましては、平成19、20年度の営巣木と同等程度であったことから、代替営巣木候補の周辺環境はオオタカにとって良好であり、当面の間は間伐等による管理は必要ないと判断されるということがここに記載されてございます。

次に、またページが飛んで恐縮ですが、一番後ろの方の54ページをごらんください。

こちらにフロー図が出ています。これは、オオタカの営巣が確認されて以来、どのように保全措置を行っていくかをまとめたフロー図を作成したわけですが、この保全目標については、左側に書いてあります事業予定地におけるオオタカの生息、繁殖環境の保全という目標を立てて保全措置を行ってきたということでございます。

今後につきましてはですが、1ページに戻っていただきまして、一番下の(3)保全措置の検討というところの一番下のところに書いておりますけれども、以上のことにより、引き続き、オオタカ代替営巣林を保全し、繁殖可能な環境を維持することが望ましいと考えられるということになってございます。

続きまして、景観に移りたいと思いますが、また戻りまして22ページに景観の結果が記載されております。

これにつきましては、今回、当初は平成20年度に実施する予定だったものですが、1工区の植栽の時期が変更になり、見え方も変わるということで、平成23年度に実施をしたものでございます。

次の23ページに写真が三つ出ております。こちらをごらんください。

これは、どこから見たかという、国営滝野すずらん公園の展望台から眺望した写真に

なっております。一番上が平成23年度の現況の写真で、真ん中が評価書のときに予測したフォトモンタージュ写真、一番下が予測時点、平成15年度の現況の写真となっております。

今回の調査結果では、一部に1工区の部分が視認をされるものの、予測したフォトモンタージュ写真及び予測時点での現況写真と大きな変化はないことが確認されたところでございます。

次に、交通問題ですが、隣の24ページをごらんください。

この調査は、その結果を今後の交通混雑の緩和対策に反映するために行っているものでございます。平成23年度も、前年度と同様に、お盆前の8月6日からお盆期間の16日にかけて、車両台数の観測と渋滞状況の調査を行っております。結果につきましては、霊園へのアクセス道路の大きな渋滞は発生しておらず、混雑緩和対策が浸透し、墓参日や墓参時間帯、アクセス道路の分散化等の効果があらわれているとのことでございます。

29ページから30ページをごらんいただきますと、混雑緩和対策の具体的な実施内容及び平成24年度の対策の計画が記載されております。今後も、混雑影響の低減のための分析調査を継続していくという記載がございます。

次に移ります。

フタバランの移植モニタリング調査ということでございまして、報告書の42ページからとなっております。

42ページをごらんください。

フタバランの開花期に当たります6月から7月に、移植先での生育の有無及び開花の状況について調査を行っております。また、今回は、移植元の調査も行っております。

43ページの表8の5の15をごらんください。

フタバランは、多年草であり、生育と休眠を繰り返す植物でありまして、表の一番右端の欄をごらんいただきたいのですが、移植先A、Bとあり、その合計の数字が出ています。その表のさらに一番端の延べ数というところを見ていただきたいのですが、これがその年に確認された個体の延べ数を示したものでございます。

表の下の方平成23年度の結果を見ていただきますと、43株14%の生育が確認されたと。全部で313株の移植を行っておりますけれども、そのうちの14%の生育が確認されたということでございます。

平成18年度から行っていますが、平成21年度は1回だけの調査、平成22年度については、目視により確認していますが、調査は行っていないということで、この2年間を除きますと、平成18年度の76株から76、55、43という数字でございまして、減少傾向にあるということが見てとれるかと思えます。

それから、移植先AとBの比較では、平成23年度で、Aでは6株、Bでは37株になっており、Aの方が生息個体数が少なくなっております。これについては、Aの周辺の樹木が倒木をして明るい環境となったということで、他の植物の繁茂が顕著になったことが

原因として考えられるということが記載されております。

それから、今回初めて生育が確認された個体、休眠等を繰り返すということで、今回初めて生育が確認された個体は、Aでは2株、Bでは6株の合計8株であったとの報告でございます。

それから、昨年の審議会で、宮木委員からご意見がありました移植元の調査でございますが、43ページの下表になります。3回の調査を行ったということで、合計313株の生育が確認されたということです。

当初の移植元から移植した個体数は、先ほどお話ししましたように313株でございますが、偶然ではありますが、それと同数の個体の成育が、移植元の方では平成23年度に確認をされているという結果になっております。

次に移ります。

46ページをごらんいただいて、森林管理という部分でございます。

森林管理につきましては、事業予定地とその周辺において、本来の森林の再生、潜在的な自然植生を目指して管理をするということを目的として、平成10年3月に事業者が長期管理計画書を策定しております。

平成20年度の審議会で、森林管理に関して、間伐の工夫などについての意見が出ていたということがございました。この間、貴重な鳥類や植物の生息状況の変化、事業計画の変更などへの対応が必要になる。また、これまでの施行の成果を踏まえて、平成23年度に長期管理計画書の見直しを行っております。

今後の計画の内容につきましては、ページが少し飛びまして、50ページに一覧が記載されております。

今回の主な見直しの内容は、50ページの上の方の表ですが、残地森林の管理計画については、間伐がある程度実施されてきたことから、自然林への転換促進や自然推移を進める基本方針というものが掲げられてございます。

その下の表は、造成森林の管理計画ですけれども、従来からの修景植栽や樹林化、遮へい植栽の基本方針については大きく変更されていません。

また、植樹に関しては、ほぼ計画どおりに実施済みであるということで、今後は、地表面の芝や在来種子での緑化管理が中心となってございます。

あちこちページが飛んで申しわけありませんでしたけれども、以上で事後調査報告書の説明を終わらせていただきます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

では、今ご説明のあった順に、項目ごとにご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

最初は水環境でしたが、いかがでしょうか。

○佐藤（久）委員 今、資料1-2の裏面を見ているのですけれども、解釈としまして、大腸菌がふえるのは、塩素滅菌処理を行っているから浄化槽の影響ではないというのが少し気になるところです。塩素消毒で100%死ぬわけではないと思いますので、ちょっと

気になりました。

また、その後に続く文章で、調査地点から、別の汚濁負荷源があるということなのですが、既に特定できるようなものが実際にあるのかということです。山の中ですので、放牧等があるのかなというのがちょっと気にはなったのですが、もう少し詳しく状況を知ることにはできるのでしょうか。

○事業者（NS環境・長谷） 現地の調査を担当させていただきましたNS環境の長谷と申します。よろしくお願いいたします。

今のご指摘の、大腸菌群数についてですけれども、本編の16ページをごらんいただきますと、年々、増加傾向にはなっておりました。

この原因は、浄化槽ではなく、ほかの動物等のふんの混入とか、いろいろ自然のものが考えられますので、本当に浄化槽の原因じゃないのかどうかということで高橋委員からご指摘いただきまして、それで、44ページの浄化槽直接の放流口における水質調査ということ平成23年に追加で行いました。

この中で、浄化槽の外に出る口での残留塩素と大腸菌群数を調べました結果が、45ページの表の結果になります。ここで、結果としましては、残留塩素もありますし、大腸菌群数も少ないということで、浄化槽自体の機能としては正常に稼動していることが確認できたと考えております。

では、自然の原因としてどんなものが考えられるかということですが、特に、周りに放牧地などはございまして、流れ込むものとしては、一般的な林の中から流れ出るものです。哺乳類の中には生息しておりますので、それらのことも考えられます。ですから、自然の原因としての大腸菌は何なのかという特定はできないのですが、現況としては、特に放牧地とか、周りから流れ出そうなものはないです。

そんな説明でよろしいでしょうか。

○佐藤（久）委員 続けて、資料がなくて申しわけないのですが、放流口の上流と下流というのは調べられていないのですか。

○事業者（NS環境・長谷） 砂ろ過の前後で透視度を調査しまして……

○佐藤（久）委員 放流口の上流と、放流口の下流はどうですか。

○事業者（NS環境・長谷） それはしております。

本編の14ページに調査位置図が書いてあるのですが、上の方に、山部川という細い沢が入っておりまして、このナンバー1が山部川上流、こちらが合流する前の上流側の地点になります。そして、ナンバー2の方が山部川下流、こちらは浄化槽からの水が合流した後の下流側の地点です。それと、ST-1の砂防ダム下流、この3カ所で調査しておりますので、それぞれでデータはとっております。それらの結果も15、16の折れ線グラフの中で表しております。ナンバー1が青で、ナンバー2が赤で、ST-1が緑になっております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、水環境についてはそれでよろしいでしょうか。

次に鳥類です。ハイタカモニタリング調査、それから、オオタカモニタリング調査の説明がありましたけれども、これに関してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○赤松委員 ハイタカとオオタカではなく、クマゲラについてです。私が失念していたら申しわけないのですが、クマゲラについては、その後のモニタリング調査はされていないのではないかと思うのですが、例えば、49ページの真ん中辺に、クマゲラの営巣環境としての整備を行ったと書いてあって、その結果、特に何か変化があったかみたいなことがあれば、教えていただければと思います。

○事業者（NS環境・長谷） クマゲラの調査に関しましては、過年度に営巣可能木が確認されておりまして、その営巣可能木を中心とする調査を平成17年から平成21年まで行っていました。その中で、台風の影響で営巣可能木も含めて林がかなり折れまして、そこはもう使えないだろうということで、その後、山部川の方で、クマゲラが使いそうにした枝を切って幾つか環境を整えています。ただ、クマゲラの調査ということでは、その後、事後調査は行われていませんので、そこを利用しているかどうかは、はっきり確認されていません。ただ、森林管理の中で歩いたりしているのですけれども、その中では、そこでの利用はまだされておられません。

○赤松委員 そのモニタリング調査を行っていないのは何か理由がありますか。

○事業者（NS環境・長谷） 事後調査になりますので、あくまでも、当初の評価書の中で計画した部分についての事後調査ということで行っていきまして、それに該当しておりませんので、その評価書の中で記載されたものについての事後調査を行っているということです。それ以外にも、審議会の中でご意見いただいた部分に関しましては追加ということで、フタバラン等をやっておりますので、ただ、クマゲラに関しては、事後調査は、当初の評価書の中での計画通りの調査を行ったということです。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

では、次に移ってよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 次は、景観についてです。

大きな変化はなかったということでしたが、これに関してご意見はありますでしょうか。

吉田委員がまだ来られていませんが、事前に何かありましたでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 一応、ごらんいただいておりますけれども、特段の意見はなかったかと思えます。

現状の写真上では、予想に比べて少し、1工区のところが侵入されるという部分がありますけれども、これについては、将来的に植栽がこれから成長していくということで、大きな問題にはならないのではないかと、大きな支障ではないというようなことをおっしゃっていたかと思えます。

後ほどいらっしゃいますので、もし何かあればまたコメントがあろうかと思えますけれ

ども、そのような状況です。

○佐藤会長 景観について、そのほかの方から何かご意見、ご質問があればお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 次は、先ほど説明いただいた交通問題です。

分散傾向にあって、渋滞は緩和傾向にあるといったお話でしたけれども、これに関してご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 では、次は、フタバランのご説明だったと思いますけれども、フタバランの移植、モニタリング調査というところで、どなたかご質問、ご意見はありませんでしょうか。

○森本委員 移植先Aで、倒木が原因でほかの植物が繁茂したことが生育株の残数が少なくなった原因だというご説明があったのですが、具体的に、その倒木は何年に起こったものかということを確認させていただきますか。

○事業者 (NS環境・長谷) 倒木が何年に起こったかというのは、ちょっと、今、データは持っていないのですが、徐々に倒木が進行してきているといたしますか、その1年で全部倒れたわけではなくて、少しずつ明るい環境に推移してきているという形です。何年にどれぐらいの倒木があったかまでは把握していません。

○森本委員 データを見る限り、平成21年のがくっと落ちているのです。AもBもそうなのです。Bの方が、減り方は少ないものの、それまでの減少傾向から見ると、平成21年の減り方が大きいのかなという感じがします。この原因が本当に倒木によるものだとすれば、恐らく、しばらくはこのまま明るい環境が維持されるので、このモニタリング終了後の平成24年以降もどんどん減っていくという予想になると思います。

この先、これは管理者側の問題になってくるのだと思いますが、せっかく移植したフタバランが結果的にはなくなってしまったということにつながりかねないという懸念があります。ですので、原因をもうちょっと明らかにして、今後の管理方針につなげていければいいのではないかと思います。

○事業者 (ふる里公苑・齊藤) 理屈はそうだと思うのですよね。

ただ、私は、自然の摂理というのはそういうことを繰り返しているのだと思うのです。もちろん保護をしていきますが、物理的にそこに植樹するというような環境下にはないのです。見に来ていただければわかります。だから、今おっしゃった、減ったというのが、3年前の台風なのですね。そこで倒木が起きたのです。それで、少し環境が明るくなった。

生息地帯ができるだけ暗いようなところを好む植物だとおっしゃられているものですから、それなりの対応はするのですけれども、大きな木を植えて遮へいする、日陰にするというのはなかなか難しいですね。移植でもしない限りなかなか難しいと。森というのは、そういうことを繰り返しているのではないのでしょうか。

○佐藤会長 関連して何か、ご意見いただければと思います。

○西川委員 順番に質問したいのですが、まず、確認したいことがあります。延べ数と書かれているのですが、これは1年で3回やられているうちの確認数ということでしょうか。

○事業者（NS環境・長谷） 表現は余りよくないのかもしれないのですが、確認するときには、野帳をつけていまして、ますを切って、それぞれに番号を持たせておりますので、そこでの確認です。当然、6月に確認されて、7月に確認されているものもございますので、そういうのはダブルカウントにならないように把握しております。それらを全部合計したものが延べ数ということですので、一つの株が1回出ていけば、1というカウントの仕方です。6月、7月で3回確認されたから3という数字ではなくて、3回確認されても1株というカウントの数になっています。

○西川委員 7月に多いのはわかるのですが、7月中旬で減っているというのは、途中で枯れるものもあるということなのですか。

○事業者（NS環境・長谷） そうです。枯れるものもあります。

枯れている一方で双葉のものもありますし、花が咲いているものもありますし、かなり……

○西川委員 地上部の生育期間は短いということですね

○事業者（NS環境・長谷） そうですね。個体によっての時間差があるというのでしょうか、出てくる時間が。調査をしていて、そういう印象はあります。

○西川委員 あと、もう一つ確認したいのが、移植元の調査をされていますけれども、移植が行われた直後の移植元の個体数というのはわかっていましたでしょうか。

○事業者（NS環境・長谷） それは把握しておりません。移植したときには、一応、全数移植しているつもりで移植したのですが、その後、どうやらまだ残っているだろうということが確認されたので、それで、前回のご意見をいただきまして、本当にどうなのだろうというところでことし確認したのがこの結果でした。

○西川委員 では、ほとんどが移植されたのだけれども、多少残っていたのが313株までふえたというふうな判断でよろしいのですか。

○事業者（NS環境長谷） それが、ふえたのか、もしくは休眠していたものが出てきたのかというところはちょっとわかりません。

○西川委員 それはあると思うのですが、全部が休眠していたとも思えないのですが、とりあえず、移植直後の段階よりも、出てきた地上部は313株とかなりふえた印象があるということなのですね。

○事業者（NS環境長谷） そうですね。具体的な数字はないのですが、

○西川委員 ということは、やはりここがフタバランの生育地としては適していたというふうに考えられますよね。それを踏まえた上で移植先AとBの結果を考えたときに、Aは途中で台風があつて倒木が起きたということでどんどん減ってしまった。結果的にここでは保全はできないという結論になりますよね。

そして、Bの方はどうなのかというと、Aほどではないけれども、減少傾向にあるというふうには私は見ました。ということは、代替地として本当にここがよかったのかどうかという判断が今の段階では難しいですけれども、10年も20年も続けて調査をするわけにはいかず、どこかで切るということになれば、今の段階ではここでもうまく保全できていないと言わざるを得ないのではないかと思います。

やはり、移植先で移植が成功したかどうかというのは、ある程度、更新が起こる、新しいものが定着してふえていく、それから、こういう何年も生きるものであれば、地上部がどんどんふえていくということがなければ、そこに定着したとは言えないので、今の段階では、移植はうまくいっていないという結論にならざるを得ないのではないかと思います。

移植は、非常に安易に行われてきたのだと思うのですが、ここまで事後調査をした例は余りないと思います。いくつかの事例で事後調査が行われた結果、うまくいかない場合が多いということであれば、やはり、移植という手段自体を考え直さなければならぬだろうと思います。移植元のところを改変しなければ、これだけふえてきたわけですから、そのあたりの総括といいますか、方法論を考えるべきなのかなというふうには感じました。○宮木委員 西川委員とほぼ同じ意見ですけれども、最初の予定では、事後調査というのは、保全措置を考えるための判断をするということで、ことしで終わりということになりますね。

○事業者（NS環境・長谷） そうです。ことしで終わりです。

○宮木委員 この報告書には、その判断が何も載っていないので、それは入れるべきだと思います。

しかし、一つ予定していたところにフタバランがあって、そこを残して、それが復活してきたということで、残したことは非常に評価できると思います。

あとは、新しく移植したことで、AとBで結果が大分違います。移植するというのは、どうしても傷が付きまますからダメージがありますね。移植に伴うダメージという影響と、その後の生育環境によってどう変わってくるかということがあると思います。

移植Aの方は、移植後、数年たって、ほかの植物が生えてきてその競争で負けたということになると思います。明るくなって、適した場所ではなかったという判断ができると思います。

Bの方は、まだ結果はよくわからないけれども、少しずつ減少しております。平成18年の植えた直後に28%ということですが、これは移植のダメージで減ったと思うのですが、その後はそれほどは変わっていません。平成19年に56株あって、平成23年で37株ですから、数としては6割ぐらい維持されているということだと思っておりますが、先ほど西川委員がおっしゃったように、新しい株かどうかということも見ないとだめですし、この環境がよかったか悪かったかというのは、今はなかなか判断できないと思います。やはり、引き続き、この土地の所有者に動向がどうなったか見ていただくようにしていただくことが必要ではないかと思います。ですから、この結果をどう判断するかということは明記し

ていただきたいと思います。

○佐藤会長 この件に関して、ほかにございませんでしょうか。

○赤松委員 7ページのフタバランの保全措置の効果のところ、事業計画を見直して、移植元のうち、1カ所に及ぼす影響を回避できるということということで、今ご説明いただいた43ページの313株のうち100株のある場所が保全されるというか、そこには手がつけられないという解釈でよろしいのでしょうか。

○事業者（NS環境・長谷） この100株に関しましては、環境保全措置の実施状況ということで、平成18年に行った保全措置ですけれども、フタバランの生育地は、ここともう一つ別にございまして、そちらの方は当初の事業計画では改変する予定だったのですが、非改変部とすることで手をつけないように保全したということなんです。

ですから、今、調査をしております移植先とはまた別のところでの話です。

○赤松委員 そうすると、移植元のうちの1カ所から移植したわけですね。

○事業者（NS環境・長谷） そうですね。

○赤松委員 その移植元には、今の時点で、まだ313株残っていることがわかったと。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） もし間違っていれば指摘していただきたいのですが、この経過について、補足資料1の最後のページを見ていただけますでしょうか。

この図の中で、薄い緑色で記載したところが2カ所あるのですが、まず、ちょうど真ん中辺に赤い丸があって、その隣にフタバランの生育地ナンバー2というところがあります。そこからずっと下の方を見ていくと、もう一カ所、フタバランの生息地ナンバー1があります。こちらは、移植前の再調査では313株ありました。

上の方のエリア、フタバランの生息地ナンバー2は、当初の計画からそのまま手を加えないで残すということで、ここは全く変わっていないということで、多分、ここは保全されますということです。

それから、下のところの生息地ナンバー1に関しては、現在、結果的に改変されなかったのですが、当初計画では、このエリアも改変地域に入っていたということで、その時点で生育していた全ての313株を、下の三角印の移植先A、Bに移したという経過です。

その後、生息地ナンバー1については、計画の変更があり、結果的には改変されなかったもので、現在ももとの状態で残っていて、平成23年度に調査をしたところ、313株確認されている状況です。一番最初の計画では、生息地ナンバー2と生息地ナンバー1があったけれども、ナンバー2の方は、そのまま残すということで保全していくと。ナンバー1の方については回避も低減もできないということで、代償措置ということで移植を行わざるを得なかったということで、A、Bに移植をした。しかし、生息地ナンバー1については、改変されず、今のような状況に至っているということだと思います。

○赤松委員 ありがとうございます。

そうすると、この四角の中に、今の補足資料1の6で、もともとあったところは、改変

部ではなくて、今は非改変部ということになるのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 結果的には、そういうふうになっています。

○赤松委員 そうすると、資料上は、改変部として書かれたまま残るのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうですね。おっしゃるとおり、結果的に、当初は改変部のはずであったという意味です。現在は非改変部になっています。

○赤松委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 この件に関してのご意見、ご質問はほかにありませんでしょうか。

○遠井委員 済みません。確認してよろしいですか。

今の、改変部か、非改変部かというところですがけれども、資料上は改変部として残っているということは、事後調査の結果としては改変部のまま残っているということかなとも思えるのです。今は、自発的には改変されていないと事業者の方が言われましたが、将来は改変してもいいということになるのか。どちらなのでしょう。

○事業者（ふる里公苑・齊藤） 改変しないです。残地ですから。

○赤松委員 資料上はそうなっても、実際はまた違うのですよね。

○遠井委員 ですから、今おっしゃったように、実際にはされないということですがけれども、札幌市の公式の文書に改変部として残っていれば、将来、土地の地権者がまたかわられたりして……

○事業者（ふる里公苑・齊藤） そういうことはないです。この土地開発計画をほかの部署とちゃんと取り決めしていますからね。環境局とはしていないけれども、ほかの都市計画とか、生活環境とか、そういうところでやっていますので。そこは担保されています。

○遠井委員 ほかの計画で担保されているので、これ以上の開発はあり得ないと。

○事業者（ふる里公苑・齊藤） そうです。

○遠井委員 だったら、資料も訂正された方がいいのではないかと思います。

○佐藤会長 いかがでしょうか。今、ちょっとよくわからなかったのですが、お願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） この改変部と書いてあるのは、当初計画では改変する場所だったということで、何年間も続けてこういう資料を提出していただいていますけれども、その流れで、ずっと改変部というような表現で至っているのかなと思います。

現在の意味としては、ここは、もちろん改変されてきませんでしたし、これからも改変する予定はないということですので、そのような意味で理解をされればいいのか、あるいは、来年が最後の報告ですから、そのときに、ここを非改変部というふうに修正していただくということではよろしいのではないのでしょうか。

○佐藤会長 どうですか。よろしいですか。

○遠井委員 では、この議事録も資料として残るわけですね。では、結構です。

○佐藤会長 それから、もう一人、こちらから……

○宮木委員 ちょっと追加ですが、移植のモニタリングをしてこういう例はなかなかない

ので、木が倒れて明るくなったとか、ほかの被圧があったとか、そういうことが非常に重要な要素だと思います。これからのモニタリングの方法として、やはりフタバランとか、対象固体だけではなくて、林内の明るさとか周りの植生も同時にモニタリングすることが必要だという結果だと思いますので、そういうことも明記していただければいいかと思えます。

○佐藤会長 先ほどから出ている話は、この次の森林管理にも関係しているのでしょうか。森林管理が最後ですので、全体的にそういうお話をいただければと思います。

では、次年度の調査結果に向けて一部表現を修正するということが出ましたが、ほかには、移植に関連して、もとのままのところはうまくいっているが、ほかのところについては、もう少し見ないと今後どうなるかはつきり評価できないという意見が出されたと思います。これは、事後調査の義務があるかないかは別にして、引き続き注意して見ていただきたいといった要望ということでよろしいのでしょうか。事務局から補足をお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 景観については、今、いろいろなお話がありまして、当初2年だったものが延長し、さらに再調査ということで今に至っております。

事後調査をいつまでやるのかという議論がいつも問題になりますけれども、基本的に、当初の計画に従って行うものですから、いつまでもということはなかなか難しい判断の問題もありますし、事業者にとっての負担もありましようから、難しいところがあります。フタバランに関しては、一たんは計画どおりに調査を行って、現状はこうなっているということなんです。

事務局として、今の状況をどう判断すればよいかということのも専門家の委員からいろいろな意見をいただいていたのですが、今後、一体どのように評価をすればよいかというところは、事業者にとってもなかなか悩ましいところだと思います。では、これ以降、いかがすればよいかということのアドバイスをここで追加でいただければ、事業者として、それに従ったできる限りの対応をしていただきたいと思います。

さらに何かあればアドバイスをいただいて、それを参考に、この後、移植した場所についてどのように管理なり見ていけばいいのかということは、事業者の方に判断していただければいいのではないかと思いますので、追加のアドバイスなどをいただければと思います。

○佐藤会長 今のようなお話ですけれども、今、いろいろ意見をいただきましたが、さらに追加のアドバイスがありましたらお願いいたします。

○森本委員 追加ということではないのですけれども、確認をさせていただきます。

もう既にほかの委員が言っているんですけど、移植元と移植先の周辺環境が全く落ちているというのが、私たちが判断しづらい原因であるので、それは次年度の調査にでも加えていただければいいのではないかと考えます。

具体的には、恐らく、光環境が重要ということだったので、倒木による光環境の調査ですね。あとは、周辺の植生が被圧しているということですので、具体的にどういう植物が

どのくらい被圧しているのかという状況がわかるような調査をしていただければいいのではないかと私は考えます。

○佐藤会長 追加調査の要望が出ましたけれども、これに関して事業者側の方としてはいかがでしょうか。

○事業者（ふる里公苑・齊藤） これは、審議会ですら毎回そういう話になりまして、2年だというのを3年に延ばしてきたのです。先ほど、私が申し上げましたように、台風が3年ちょっと前ぐらいに起きまして、そこから、今、森本さんがおっしゃられたような、環境が変化していくということです。これは、自然現象ですから、やむを得ないことだと思うのです。事業者として、木を植えろということが果たして自然に対していいのかどうかということもありますし、環境をずっと守っていかなければいけないのかということ、私どももこのことに関して非常に長く皆様のご要望に応じてやってきましたし、このほかの件でも、ただ言いつ放し、聞き放しではなくて、随分実行して変更してきたわけです。

先ほど申し上げましたように、フタバランをとってみましたら、改変すべきところを残してそこを保全しようということ。先ほど、宮木委員から、移植はダメージがあると言いましたけれども、皆様のご審議の結果に基づいて移植先を決めて移植したわけです。

そういうことを措置していきます。私どももこれから注意していきますけれども、調査については、これで終わらせていただきたいと思っております。

○佐藤会長 注意はしていくけれども、追加調査自体はできないというお考えです。

具体的に、ここに木を植えろというような話ではないのですね。実際に、そこに行って、来年になったらどういう状況になっているかということ調べてもらいたい、そういうご要望といいますか、それもできないのでしょうか。具体的に、今、こういう心配が出ていたので、来年、調査の折に、今言われたようなことを調べてみたいというようなことを言うていただけるといいかと思っています。

○事業者（ふる里公苑齊藤） 会長もご存じのとおり、そういうことで3回やってきたのです。私どもは、事業者ですから、研究室とか大学ではありませんので、ぜひご理解いただけたところはしていただかないと、私どももちょっと大変だなという気がいたします。皆さんも、いらっしゃるのであれば、現場を見ていただいて指導していただくのは、私どももお受けしたいと思っています。デスク的なことばかり言っても、現場を見ていただかないとなかなかわからないと思いますので、移植先がどういう環境であるのかを見ていただいて指導していただくというのであれば、できる限り、また対応させていただきたいと思っています。

○佐藤会長 一方では、それ以上のことをやる義務はないということがあって、専門の方々の意見を聞きながら、これから進めていくことはできるということですね。前向きだと言えば前向きなお考えだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○森本委員 理想的な意見として申し上げることはできるのですが、こうしなさいという指示はもちろんです。ただ、では、何のために私たちはここにいるのかなという気

持ちにもなります。

○佐藤会長　そうですね。最初に説明があったような事後調査というところの限界があると思っています。そのような形で、納得いただければと思います。よろしいでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　事務局からよろしいですか。

いつまでこれ続けるかということですが、先ほど私がお話ししましたように、なかなか判断が難しいところではあります。もともと保全措置として移植をしたわけですから、移植した先の植物については、当然、そこでずっと保全していくために移植したわけです。ですから、事業者の方としては、先ほど、今後この場所は改変される予定もないというところで、その場所は残すと。当然、そのフタバランに関しては、これからも状況をきちんと見ていく、移植した目的に従って、どういう状況になっていくのかを見守っていくとか、必要な対応をしていかれるというお気持ちであるということですので理解して、先ほどのお話はよろしかったでしょうか。

○村尾副会長　済みません。これは、ちょっと一般的なお話になるので、この件が終わってから発言しようかと思っておりました。

先ほどからあるように、これから事案が出てきて、事後調査というものを願うようなこともあろうかと思いますが、そのときに、今回、報告を聞きながら、あくまでも環境影響評価書で調査を行って何らかの評価をするのだけれども、調査といっても、完璧な調査というものはなくて、ある程度限界がありますので、こういう懸念が残るといものに対して、事業者にもこれからは留意して事業を進めてくださいといったものがあると思います。

そういう中で、今回で言うと、追加項目になっているようなオオタカであったり、新たな項目が見つかって、これは大事だというときには、それを追加項目として扱っていただくということであろうと思っています。その際に、いろいろもめました移植というものの事後調査の意味合いを、西川委員がおっしゃったようなことも含めて、今後、審議会の中で考えてみませんか。

というのは、移植というのは、こういう報告書が上がってきたときに、あくまでも私たちは報告以上のものになかなかなくて、それで、せいぜい言えるのはこういったアドバイスで、今後ちょっと気をつけてくださいといったことになってしまうわけです。あるいはまた、移植の結果、ふえていけばハッピーな話ですけども、どれぐらい減っていたらだめなのかとか、そういう判断も私たちは基準を持っていません。そうすると、移植の代償措置としてやって、それをモニタリングしていくというのは、事後調査としてはわかるのだけれども、その結果が上がってきたときに、私たちはどのような判断をするのかというところは、きょうとは別に、いろいろな審議の中で少し話し合ってみませんかというふうに感じました。

したがって、事故調査については、今、事業者の方がおっしゃったように、評価書の中で計画が上がっていて、よほどの追加項目が上がらない限り、私たちは、淡々と報告を受

け、アドバイスを送るという姿勢ではないかと私は思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

先ほど、毎回こういう意見が出るというお話も出ていました。確かに、事後調査というものの限界とか、今後いろいろな案件が出てきますでしょうけれども、これをどうするかということを、一度、この審議会の中で整理していければと思っております。

今、村尾副会長がまとめられたようなことが現実だと思っております。

今、皆さんからいろいろな意見が出ましたので、これを参考にさせていただきながら、管理に努めていただくということかと思っております。それでいかがでしょうか。

それでは、大分時間が延びてしまいましたけれども、真駒内滝野霊園事故調査報告に関する議事につきましては、これで終了したいと思います。

ふる里公苑の皆様、どうもありがとうございました。

私の不手際で予定時間が大分延びてしまったのですけれども、もう一つあります。午後から用事のある方もおられるようですので、なるべく予定の12時までには済ませられればと思っております。ご協力をよろしくお願いします。

次の議事ですけれども、前回、諮問を受けました石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書について、その答申（案）の審議を行っていきたいと思います。

まず、前回、一度会議をやっていますし、その後、メール等で皆様の質問とか意見を出していただき、また、事務局の方でも各委員と個別に確認ですとか、北電側の回答などを求めたりしておりますので、これらの点につきまして事務局の方からまず説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料の2-1をごらんください。

こちらの資料ですけれども、左から順に、前回の審議会やメールでいただいた意見、質問の概要、方法書の該当ページ、意見、質問に対する事業者の考え方、回答です。そして、一番右側に答申書の文案を記載しております。太線で囲んだものについては、答申（案）に取り上げた項目となっております。1枚目については、市域内に関する事、2枚目は市域外の事項について記載をしたものでございます。

順番に説明をまいります。

まず、1枚目の一つの騒音振動についてですけれども、これについては、札幌市内においても建設時の資材運送用車両による騒音、振動の調査を行う必要があるという意見でございます。これに対する事業者の回答ですけれども、調査地点は工事車両の交通量が最大となる地点を選定しているため、最大の影響を把握できます。周辺地域については交通量が分散するという回答でありましたけれども、札幌市内における調査地点の選定については、特に言及はございません。事業実施区域に近い札幌市内の道路沿線には配慮が必要な施設や住宅地もあることから、この項目については、答申に盛り込むのが適切と考えたところであります。一番右側の答申（案）の文案を読み上げます。

工事の実施における工所用資材等の搬出入車両及び供用時における資材等の搬出入車両

の札幌市内を含む想定される交通ルートを明らかにした上で、環境保全について配慮が必要な施設及び住宅の配置の状況を考慮して、札幌市内における調査地点及び予測地点を選定すること。

答申（案）については、後ほどご検討をお願いしたいと思います。

次に、景観についてであります。

1点目は、景観資源と眺望点の関係についてのご質問です。これにつきましては、経済産業省が作成しております発電所に係る環境影響評価の手引における主要な眺望点、景観に関する語句の定義を参考として、方法書記載ページの欄に記載をさせていただいております。

事業者からは、景観資源と主要な眺望点の選定方法及び予測、評価の方法について、資料に記載のとおり、回答がございました。この方法は、手引に沿った方法となっております。

次に2点目ですが、札幌市内からも眺望点を1地点選んでいただきたいという意見がございます。事業者の回答としては、おたるドリームビーチがあるのですが、こちらの方が金山パーキングエリアよりも発電所全体を視認できるという回答でしたけれども、やはり、札幌市内においても1地点選ぶ必要があると考えまして、答申（案）に盛り込んでおります。なお、事前に皆様にお配りした答申（案）では、金山パーキングエリアを含めた場所の中からとしておりましたけれども、具体的な地点にこだわるものではないので、これを削除しております。

答申（案）の文案を読み上げます。

札幌市民及び札幌に来る観光客等の不特定多数の者の視点場所に配慮し、景観調査地点として、札幌市内における適切な地点を選定すること。これについては、後ほどご検討をお願いいたします。

3点目ですが、調査時期に関するご意見でございます。

一番よい時期に2回行っていただきたいという意見です。これについては、方法書では、季節の変化を考慮して、視認確認が良好な時期に2回行うと記載されております。事業者の回答についても、眺望点の利用状況、四季の変化があらわれる時期を考慮し、夏季及び秋季に実施したいと考えているという回答内容でございました。

4点目ですが、景観の評価方法に関する意見でございます。

数値評価など、客観的な評価を行ってはどうかという意見でございます。

事業者の回答として、資料に記載しましたとおり、経済産業省の発電所アセス省令及び手引に従って予測、評価を行う計画であるという回答です。この取り扱いについては、本事業が法対象の案件であるということで、省令や手引に従わなければならないということ、それから、他の案件とのバランスなども考慮しまして、答申（案）には盛り込まないこととしております。なお、現在、条例改正のあり方についてご審議をいただいておりますけれども、今後、条件改正に伴いまして技術指針の見直しが必要になってまいります。そう

いった中で、改めてご検討をいただきたいと思っております。

次のページからは、札幌市域外の事項になります。

初めに、動物類の調査時期についてのご質問です。

動物類の調査は、各季節、年間を通してやるのかどうか、また、鳥類については、繁殖期だけでなく、春、秋の渡り、冬鳥の滞在時期にも現地調査を実施する予定がどうかというご質問でございます。これについては、方法書には、資料のとおり、各動物に応じた調査時期が記載されております。また、鳥類については、事業者の考え方の欄に記載した資料に基づき設定したという回答がございました。

次に、自然環境関係法令の情報についての記載についてであります。

北海道が選定した北海道自然環境保全指針がございすけれども、これには、石狩海岸が優れた自然地域に指定をされております。方法書には、同指針に石狩海岸として抽出されている旨の記述や、同指針による指定の有無が記載された表が掲載されているところですが、これだけでは何が優れているかわからないので、同指針に示されている優れた自然の要素を記載し、何が優れているのか明示する必要があるというご意見がございました。これにつきましては、地域特性の把握であるとか丁寧な記述という観点では、趣旨は十分理解するところではありますけれども、改めて事務局の方で検討し、当該地が市域外であるということ、当該地を管理する自治体や広域的な観点から北海道が意見を述べるのが適当であろうと考えまして、答申（案）には記載はしないこととしたものでございます。

次に、生態系、動植物の調査範囲についてということでございます。

意見の内容は、1点目として、地域を代表する自然という要素を見ていく必要があるのではないかということ、2点目として、動物や植物は広い範囲で活動しているものもいるので、調査範囲について検討する必要があるのではないかというものでございます。

事業者の回答として、1点目については、環境影響評価項目としての地域を特徴づける生態系に対する考え方を示しております。2点目については、陸域の動植物に対して影響が考えられる地域の考え方を示しております。具体的には、事業実施区域の大部分は、港湾整備事業による造成地であり、新たな地形改変は行わないこと、また、造成等による影響や施設の存在による影響が考えられる地域は、事業実施区域とその周辺に限られると想定していることなどが示されております。

事務局としましては、事業実施区域が市域外であること、また、札幌市に対する環境影響が具体的に特定できないということ、広域的な観点からは北海道が意見を述べる立場にあることなどの理由から、この件については答申（案）に記載しないこととしたものでございます。

最後に、温排水による影響と調査範囲についての質問です。

温排水の影響の有無や程度については、今後の調査、予測、評価の結果、明らかにされるものでありますので、ここでは、海域の調査範囲に関する質問について利用者から解答をいただいております。

海域の調査範囲については、簡易的な手法により水温上昇が予想される範囲よりもさらに余裕を見込んで設定をしたという回答です。結果については、現地調査を行った上で水温上昇域の予測、評価を行い、その結果を準備書に記載することとさせていただきます。

続きまして、資料2-2ですけれども、答申（案）になります。

答申（案）の構成ですが、本文と附属資料から成っております。

附属資料の内容は、諮問書の写し、審議経過、審議会委員名簿となっております。

答申（案）の文案につきましては、先ほどの資料2-1の説明の中で読み上げましたので、再度の読み上げは省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、資料に従って順に検討していきたいと思います。答申（案）に盛り込まれる内容の黒い線で囲われたところ以外については、ご意見をいただいた委員の皆様には説明して納得していただいているということだと思います。

まず、最初のページの札幌市域というところの最初ですが、騒音、振動に関する事項です。これは、私が述べた意見でございまして、これはぜひ答申（案）に盛り込んでいただきたいということで、こういう案になっております。

ほかの方から、これに関して何かご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。札幌市内にもきちんと騒音、振動を調査すべき地点を設けなさいという意見です。

これに関しては、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 ありがとうございました。

それから、同じページの一番下の黒い線で囲まれたところが、景観です。ここでは、2点目の景観調査地点として札幌市内における適切な地点の追加が答申（案）に盛り込まれているということですが、これに関してご意見をお願いいたします。

○吉田委員 ぜひ、答申（案）に盛り込んでいただきたいと思います。

趣旨として、この文でいいと思うのですが、口頭で伝えていただきたいのは、疑っているわけではないのですけれども、不特定多数の者の視点場所という意味は、対象物を眺望できる場所だということでもありますので、その辺を確認していただきたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 ありがとうございました。

これは、答申（案）とは別にそういうことをきちんと伝えていただくということではあるのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 意見は、了解いたしました。

○佐藤会長 ありがとうございました。

今の件に関して、ほかの方はよろしいですか。

それでは、先日、メールで送られてきた当初の答申（案）から取り除いた部分がありましたので、これについて少しご意見を伺いたいと思います。それは、市域外の二つ目です。2枚目のページの真ん中辺りの西川委員のところです。

これは、先ほど説明されたように、市というよりは、北海道全体で考えるべき問題だといった趣旨だと思いますけれども、こういうことで、答申（案）に盛り込まないということにしたいという案ですが、これについて、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。お願いします。

特にご意見がなければ、そのようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。
○宮木委員 石狩市のことであるので、余り差し出がましいことは言えないということだと思うのですが、口頭で、こういう内容が、整合性が合っていない部分とか、そういうことは伝えていただけるということですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） はい。こちらの指針は、もともと道が作成した指針でありますし、この審議会の中で、前回も含めていろいろな議論をいただきましたので、こういった議論があったといった趣旨で、追加記載、丁寧な記載、きちんとした情報を載せたものにするべきであるという意見があったことについては、事務レベルになりますけれども、道の方にしっかりとお伝えしたいと思っております。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

では、この答申（案）については、案のとおりのお答申としたいと思います。

これから、その提出についてはどうすればよろしいのでしょうか。事務局からお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、修正なしという結論をいただきましたので、この案のとおりのお答申とさせていただきますと思います。

この後、この場で、市長の代理としまして木田部長がおりますので、木田の方に答申書を手交していただきたいと思います。

つきましては、今、会長印を押した答申書を作成したいと思いますので、少々、作業の時間をいただきまして、答申が出来上がり次第、すぐに再開をさせていただきたいと思います。

予定としては、50分からの再開とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 それでは、会議を一たん中断いたします。

[休 憩]

○事務局（大江環境共生推進担当課長） よろしいでしょうか。

一応、答申書の方を作成いたしましたので、会長の方から、部長の木田の方に手交をし

ていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤会長 「札幌市長 上田文雄様。

石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価方法書について答申。

平成24年4月27日付 札幌対第50193号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

平成24年5月29日。

札幌市環境影響評価審議会会長 佐藤哲身。」。

〔答申書の手交〕

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

○佐藤会長 皆様のご協力によりまして、ちょうど時間前に終えることができました。どうもありがとうございます。

これは、今後どうなっていくのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） この答申書の扱いですけれども、これは、今度これを踏まえて、札幌市長意見ということにして6月25日までに北海道知事あてにこの意見を提出することになっております。その後は、道庁が各自治体からの意見を取りまとめて、道知事意見ということで経済産業省に提出します。経済産業省の方では、またそれを参考にして、必要があれば方法書の修正の勧告を行います。その部分は経済産業省の判断になってまいります。そういう流れになってございます。

札幌市としての役割は、意見書を道知事に提出するということで、この方法書に関しては一たん終わることになってございます。市長意見書の方については、この答申書を踏まえて策定したいと思っておりますけれども、ホームページ等によって一般にも公表したいと思っております。

以上でございます。

○佐藤会長 そのようなことになるようでございます。

それでは、この件についての審議を終了したいと思います。

では、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ありがとうございます。

委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご審議をありがとうございますとお礼を申し上げます。

次回の予定ですけれども、今のところ、6月の末ごろに開催を予定しております。

内容については、条例改正の続きの部分と、厚別山本公園の準備書の審議は終わっておりますけれども、このたび、評価書が間もなくでき上がると聞いておりますので、事業者のみどりの推進部から内容について説明をいただけることになっておりますので、その報告をさせていただきます。

詳しい日程につきましては、改めてメール等でご都合をお聞きしまして調整させていただきます。

何か質問等ありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 本日は、朝から長時間、本当にありがとうございました。またよろしく願いいたします。

以 上